

稟議書(子会社(関連会社)財務健全化計画)※法基通 9-4-1

令和●年●月●日

下記の件につき、ご承認いただきたい。

1. 当社と●社の関係について

当社と子会社●社の間には完全支配関係

(※伊藤注：●%支配関係、●%議決権等々内訳明記)がある。

2. ●社の関係会社等

●社

●社と●社(●社)の関係は、●社が●社(●社)の●%を保有していることによる。

●社

●社と●社(●社)の関係は、●社が●社(●社)の●%を保有していることによる。

●社と●社(●社)の関係は、●社が●社(●社)の●%を保有していることによる。

3. ●社に対して資本供給を行う場合は

●社は、●社に対して、●社が●社(●社)の●%を保有していることによる。

●社は、●社に対して、●社が●社(●社)の●%を保有していることによる。●社は、●社に対して、●社が●社(●社)の●%を保有していることによる。●社は、●社に対して、●社が●社(●社)の●%を保有していることによる。●社は、●社に対して、●社が●社(●社)の●%を保有していることによる。

●社は、●社に対して、●社が●社(●社)の●%を保有していることによる。●社は、●社に対して、●社が●社(●社)の●%を保有していることによる。●社は、●社に対して、●社が●社(●社)の●%を保有していることによる。●社は、●社に対して、●社が●社(●社)の●%を保有していることによる。

## 取締役会議事録

令和●年●月●日午前●時から、当社本店会議室において取締役会を開催した。

取締役の総数●名

出席取締役の数●名

監査役の総数●名

出席監査役の数●名

以上のとおり出席があったので、本取締役会は適法に成立した。

### 議案 ●社に対する損失負担の決議

当社の取締役は、●社が存在が原因で大損に陥り、●社は、取締役を退職させること、●社に対して一時的に多額の損失負担をして●●部門から撤退すること、結果的に当社で生じ得る可能性のある、より大きな損失の負担を回避することである。

さらに、当社は、●●部門から撤退することに関して、●社の取締役を退職した上で何も本した方が、●社を解散・清算すること、当社の損失負担額が少なくて済むことが明らかである。結果的に、●社を倒産させる本した方が、●社に対する損失負担額が●●部門について債権放棄による損失負担よりも少ない。

取締役は、取締役会（予会）を開催して決議した予会において、●社に対して損失負担を行うことについて、●社に対して損失負担することについては賛成である。

この決議は、●社に対して損失負担を行うことについて決議を行う。

以上をもって本取締役会の議事を終了したので、議事は午前●時●分に閉会を宣告した。上記の決議を明瞭にするため本議事録を作成し、本取締役会がこれに署名捺印する。



債権放棄通知書(内容証明郵便)

令和●年●月●日

東京都●●

株式会社●●

代表取締役 ●● 様

東京都●●

株式会社●●

代表取締役 ●● 印

通知書

当社は、貴社に対し、下記債権を行使し、行使請求（強制執行）を、債権行使期限満了後、本通知書発行日より債権行使期限満了日より●ヶ月以内に行います。

①

1. 債権の種類 金●円
2. 債権の発生年月日 平成●年●月●日
3. 債権の満期年月日 令和●年●月●日
4. 利率 年●.●%
5. 遅延損害金 年●.●%

**稟議書(子会社(関連会社)に対する債権回収不能)※親会社作成 法基通 9-6-1(4)**

令和●年●月●日

下記の件につきご承認いただきたい。

1. ●社(子会社(関連会社))に係る財政状態の推移

●社(●●)の推移

●社(●●)の推移(●●)の推移(●●)の推移(●●)

●社(●●)の推移

●社(●●)の推移

●社(●●)の推移

2. ●社(●●)の債権回収状況

●社は●●年●●月●●日●●部門について債権回収不能と判断している。

●社は●●年●●月●●日●●部門に対して債権回収不能と判断したため、●●社に対して、当該債権回収不能の「**債権回収不能(●●)**」として債権回収不能と判断し、●●社(●●)の債権回収不能と判断している。

しかし、●●社(●●)は、●●社(●●)の●●部門において債権回収不能と判断したため、●●社(●●)の●●部門から(●●)債権回収不能と判断している。

●●社(●●)の●●部門について「**債権回収不能(●●)**」と判断したため、●●社(●●)の●●部門(●●)に対して、●●社(●●)の●●部門について債権回収不能と判断し、●●社(●●)の●●部門について、●●社(●●)の●●部門(●●)について債権回収不能と判断している。

以上



## 稟議書(支払能力報告書)※個人への貸倒 (法基通 9-6-2)

※伊藤注：法基通 9-6-2 の挙証責任は当初申告でも納税側にあります。

令和●年●月●日

### 1. 貸倒処理における回収不能の考え方

租税法における税務上の取扱いについては、法人の有する金銭債権については、その全額が回収できないことが明らかとなった場合、当該金銭債権に係る貸倒処理を認めることとされている。

一、債権の回収不能であること、債権回収不能とする取扱いに、どのような回収不能性が求められ、回収不能性が認められるのかについては、

および、社会通念に基づいた客観的に見て、当該債権の全額が回収不能であると判断できる場合において、債権回収不能性が認められる。

### 2. ●法（個人）の貸倒処理の考え方

●法、債権回収不能と認められたり回収不能と認められたりしない

●法

●法

●法（貸倒処理の考え方）

### 3. 債権の回収

当該債権の全額が回収不能であるかどうかは、債権者・債務者の事情等を踏まえて、社会通念に基づいた客観的に判断を要する。

上記 2 にあつては●法の貸倒処理の考え方と、●法は当該債権に債権回収不能と認められたり回収不能と認められない。

そして、令和●年度の●●（令和●年）収入については、●法の貸倒処理の考え方を適用する。

【稟議書】(継続的取引に係る売掛債権)※法基通 9-6-3(1)

(件名) 株式会社●●に対する金銭債権に係る貸倒処理

1. 申請事項

下記金銭債権の全額から備忘価額 1 円を控除した金額について貸倒損失を計上し、  
税務上損金算入したい。

記

株式会社●●に対する売掛債権 ●円

※(1) 継続的取引の定義は、前回は受け付けの取引に係るものであり、前回は受け付けの取引とは異なります。

- 前年度( )

- 前年度( )

- 前年度( )

- 株式会社●●との継続的取引( )

- 株式会社●●に対する売掛債権( )

- 前年度( )

2. 経緯

(1) 株式会社●●とは、前年度( )年( )月( )日より取引を開始していた。

しかし、前年度( )年( )月( )日より継続的取引がなくなったため、前年度( )年( )月( )日より継続的取引を停止した。